

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 医療法人革新会が開設する指定通所リハビリテーション事業所及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という。）で、医師が通所リハビリテーション等の必要を認めた者に対し、適正な通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 杉生クリニック
- (2) 所在地 岡山県総社市三須1342

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 医師1名
事業所の従業者の管理及び通所リハビリテーション等の利用の申込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 従業者
 - (1) 作業療法士 2（常勤 1以上、非常勤 1以上）
作業療法士又は、医師の指示及び通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なりハビリテーション、指導を行う。
 - (2) 看護職員 1（常勤 1以上、非常勤 0）
看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。
 - (3) 介護職員 3（常勤 2以上 非常勤 1以上）
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。
 - (4) 送迎職員 2（常勤 0、非常勤2以上）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする ただし祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、8：30から17：30とまでとする。
- (3) サービス提供時間は9：30から15：45を基本とし利用者の身状況等に応じ相談できるものとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は1日20名とする。

(通所リハビリテーション等の内容)

第7条 通所リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 入浴（一般浴）
- (3) 食事の提供
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎 など

2 事業所は、事業所の医師の診療に基づき、医師の診察内容及び運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）通所リハビリテーション計画書を作成するとともに、（介護予防）通所リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 食事に要する費用については600円徴収する
- 4 おむつ代については、1枚160円徴収する
- 5 その他、通所リハビリテーション等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては実費を徴収する。
- 6 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、総社市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するにあたっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (2) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(衛生管理)

第11条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等の対応)

- 第12条 事業所の従業者は、通所リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者に対する通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所の従業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回避難/救出訓練を行うものとする。
- 2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第14条 事業者は、提供した通所リハビリテーション等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。
- サービスについての相談または苦情は、以下の窓口までご連絡下さい。

窓 口：革斉会 杉生クリニック
電 話：0866-92-0252
担当者：通所リハビリテーション 看護師・栢野 要

他の苦情相談窓口

岡山県国民健康保険団体連合会（県国保連）
住 所：岡山市桑田町17-5
電 話：086-223-8811
総社市役所 長寿介護課 介護保険係（保険者）
住 所：総社市中央1丁目1-1
電 話：0866-92-8369

(事故発生時の対応)

- 第15条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第16条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション等の提供を継続的に実施し非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第19条 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所リハビリテーション等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所リハビリテーション等の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業者は、従業員の資質の向上のために研修の機会を設ける。
- (3) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- (5) 事業者は、適切な通所リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人革斉会が定める

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する